

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西海市	旧西彼町地区(亀岳小集落)	令和4年3月25日	令和5年1月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	371 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	311 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	124 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	28 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	30 ha

2 対象地区の課題

亀岳小集落には、既に実質化された人・農地プランの果樹の基盤整備地区である白崎地区や水稲の基盤整備地区である下岳地域資源保全組合地区と隣接した、市内でも中心となる規模の大きい農業集落である。しかし、その2地区を除くと約50%は既に荒廃地となっている程、農地維持が喫緊の課題となっている。一部地域においては農地に必要な水源が乏しい状態となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落に隣接した既に実質化された人・農地プランのある基盤整備地区の担い手を中心として、耕作地を拡大することや、新たな基盤整備に向けた候補地選定と、下岳地区の継続した基盤整備の話し合いを行うなど、大型基盤整備事業を核とした農地の集約で条件不利地を解消し、農地の再生につなげていく。川山地区においては、肉用牛などの畜産業が盛んであるため、これを今後も維持していく必要がある。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

下岳地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下岳地域において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

○災害対策への取組方針

肥培管理はもとより干害、高温害等の被害防止のためにも、水資源整備に取り組んでいく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	68 人		106.6 ha		138.5 ha	